

提言書

「学協会に係る法人制度—運用の改善と弾力化について」

日本学術会議からの提言「学協会に係る法人制度—運用の見直し、改善等について」（2019年2月14日付）にあるように、公益法人認定法の財務基準の見直しの提言がなされている。しかし、現在に至るも問題の見直し・改善が十分なされているとは言えない。

日本学術会議提言の中で、特に、収支相償基準については、その基準により学協会の法人運営に支障をきたしている。学協会を安定的に、継続性を確保しながら法人運営するために、収支相償基準の弾力的な運用が必要である。また、学術公益法人として国民等に活動や財務などを健全に説明できるためには単年度会計は無理がある。学協会は、年度を跨いで継続して行われている先端学術研究の最新情報発表・討議、国際会議の開催・共催や若手派遣、国内外学術交流、産学人材育成、環境・資源・エネルギー・感染症等データ収集、科学エビデンス提供、公開講演会・シンポジウム、社会啓発等を通して、我が国の研究力強化や教育力強化への貢献、新産業開拓や産業競争力強化への貢献、政策・施策への科学的根拠の提供、持続社会発展への貢献等、他の法人・団体では代替されえない広範な知の文化的な活動を行っている。将来必ず起こると想定されている多様で困難な課題の解決にも貢献できる科学技術の発見、蓄積、展開を担ってもいる。単年度会計に基づく法人運営は、それら我が国の持続的発展に必須な学協会の活動を制約してしまう恐れがある。

現在は一般社団法人を選択している学協会においても、硬直した収支相償基準での運用、活動の制約や非効率性が大きい単年度制限の弾力的運用などが可能になることにより、学協会活動が安定的により健全に効率のよい形で遂行できるため、公益法人化をする上での障害が除かれる。全体として科学技術立国を掲げる我が国の多くの社会課題解決と強い持続社会発展に貢献するものとなる。

学協会の強化と健全な財務運用は、最新の学術情報と討議の場を提供し、科学技術と学術の知の創出と若手人材教育を通して、我が国の弱体化しつつある研究力と減少した国際影響力の強化に有効であり、少子化時代の教育力の強化と産業界の最新リカレント・リスキリング教育にも貢献し、我が国の国際競争力強化と持続的社会的豊かな発展に貢献する。法人制度の運用の弾力化は、専門分野を超えた学協会の協働・連携活動、学際・新分野の発展を促進する等、他の法人・団体では代替されえない学術の公益法人・一般法人の活動の発展の為にも強く望まれる。

よって、国においては、下記の事項について早急に実現するよう強く求める。

提言

(I) 収支相償基準の弾力的な運用を認める事

- (i) 発生した剰余金の複数年度解消を容易にするための要件緩和
- (ii) 細分化された公益目的事業の剰余金は、当該法人の公益目的事業全体として使用できること
- (iii) 複数の公益目的事業を1つに統合する場合には変更の届出で済ませられること

(II) 遊休財産の保有制限を緩和する事

- (i) 学協会の安定した財務運営を確保するため、公益目的事業費相当額の3年分の保有を認めること

2022年12月23日

内閣府担当 殿

一般社団法人 日本化学連合（13 学協会連合）

（公益社団法人化学工学会、クロマトグラフィー科学会、公益社団法人高分子学会、一般社団法人触媒学会、一般社団法人日本ゼオライト学会、公益社団法人石油学会、一般社団法人繊維学会、一般社団法人日本エネルギー学会、公益社団法人日本化学会、公益社団法人日本セラミックス協会、一般社団法人日本地球化学会、一般社団法人日本膜学会、公益社団法人日本薬学会）

公益社団法人 応用物理学会

生物科学学会連合（34 学会連合）

公益社団法人 日本地球惑星科学連合（50 学協会連合）

一般社団法人 日本物理学会